

香川県地球温暖化対策推進計画の概要

1 計画に関する基本的事項

(1) 計画策定の趣旨

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3の規定に基づく「地方公共団体実行計画（区域施策編）」、香川県生活環境の保全に関する条例第91条第1項に規定する「地球温暖化対策に関する計画」であり、かつ、「香川県環境基本計画」の施策を実施するための個別計画です。

(2) 計画の期間

平成28（2016）年度から平成32（2020）年度までの5年間

(3) 計画の対象とする温室効果ガス

地球温暖化対策の推進に関する法律第2条第3項に規定する7種類の温室効果ガス

※二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）、六ふっ化硫黄（SF₆）、三ふっ化窒素（NF₃）

(4) 計画の基本目標

地域から取り組む地球環境の保全

2 本県の温室効果ガス排出量の現状と削減目標

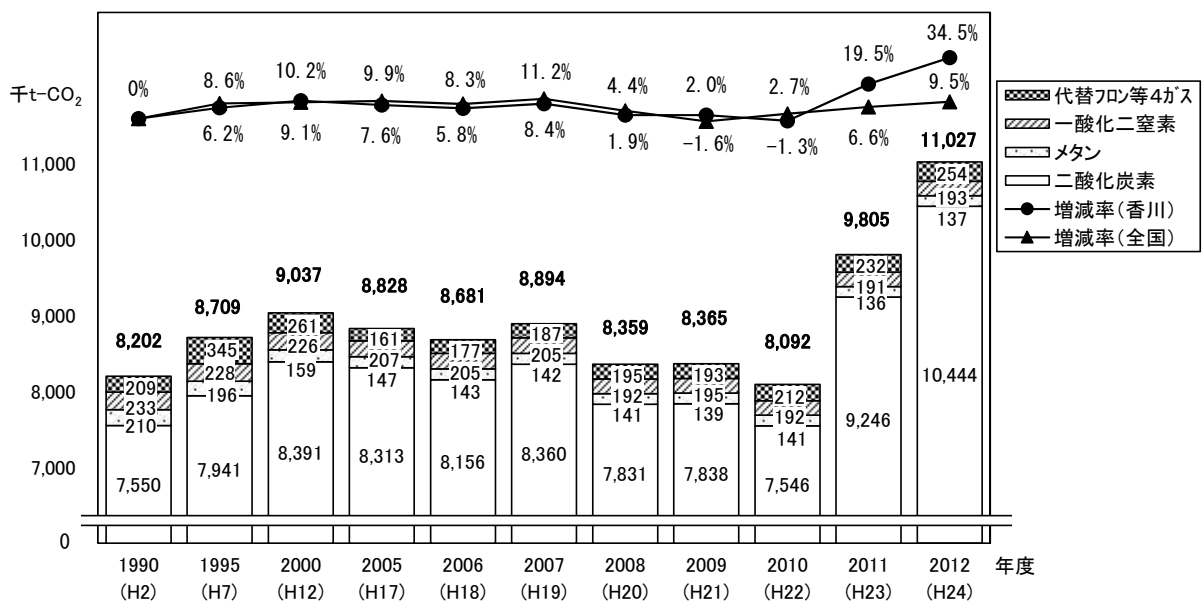
(1) 温室効果ガス排出量

本県の平成24（2012）年度における温室効果ガス排出量は11,027千t-CO₂であり、平成2（1990）年度より34.5%、平成17（2005）年度より24.9%、前年度より12.5%増加しており、全国の排出量（13億9,000万t-CO₂）の0.8%を占めています。

そのうち、二酸化炭素（CO₂）が94.7%を占めており、大半はエネルギーを消費することに伴い発生するCO₂（エネルギー起源CO₂）となっています。

平成2（1990）年度と比べて排出量が大きく増加した要因としては、火力発電の増加により電力排出係数が悪化したことなどが挙げられます。

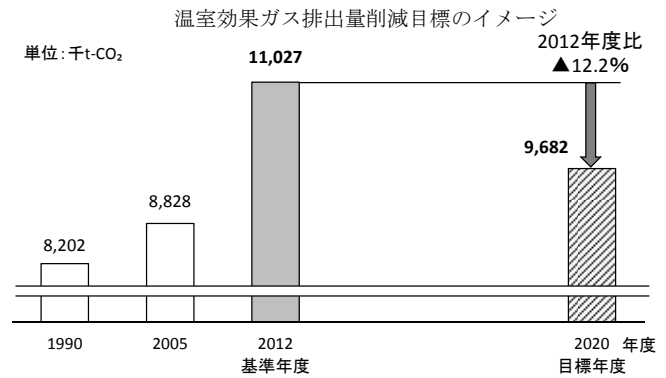
温室効果ガス排出量の推移



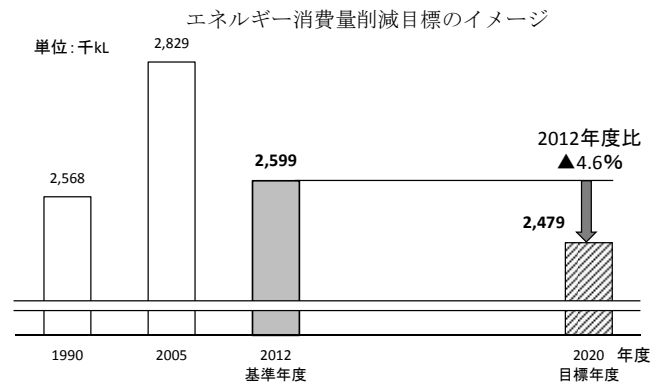
※代替フロン等4ガス：ハイドロフルオロカーボン(HFC)、パーフルオロカーボン(PFC)、六ふっ化硫黄(SF₆)、三ふっ化窒素(NF₃)

(2) 削減目標

- ① 温室効果ガス排出量の削減
平成32（2020）年度に
平成24（2012）年度比
で12.2%削減



- ② エネルギー消費量の削減
平成32（2020）年度に
平成24（2012）年度比
で4.6%削減



※温室効果ガス排出量の削減にはエネルギー消費量を減らしていくことが重要であり、エネルギー消費量についても削減目標を設定します。

3 目標の達成に向けた対策の推進

(1) 施策体系

本県の地球温暖化対策は、温室効果ガス排出の原因となるエネルギー消費量を減少させていくことが重要であることから、地域で取組みができる省エネルギーをさらに促進します。

また、再生可能エネルギーの導入促進や低炭素型まちづくりの推進等を図ります。

(2) 計画の推進

本計画における削減目標を達成するため、本県の温室効果ガス排出実態等を定期的に把握し、その達成状況を点検、評価しながら計画を推進するとともに、必要に応じて対策を見直す、いわゆるP D C A

(Plan→Do→Check→Action) サイクルにより適切な進行管理を行い、計画の着実な推進を図ります。

